

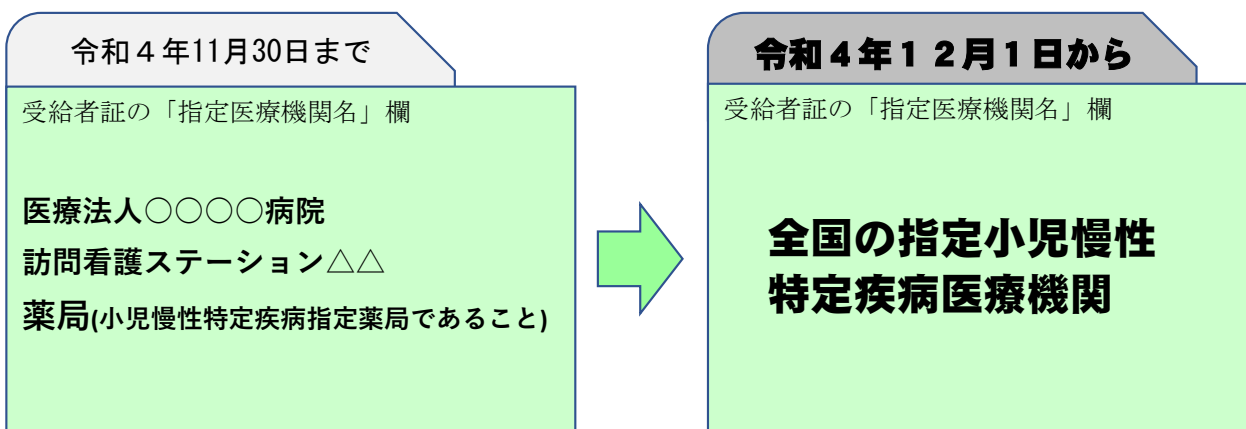
## 小児慢性特定疾病医療費助成の受給者の皆様へ

# 令和4年12月1日から 全国の指定小児慢性特定疾病医療機関で 受給者証が使用できます

令和4年12月1日から、京都府が交付する小児慢性特定疾病医療費の受給者証には、個別の指定医療機関の名称ではなく、**全国の指定小児慢性特定疾病医療機関**と記載します。

これにより、受診する医療機関が**指定小児慢性特定疾病医療機関**として指定を受けていれば、事前に指定医療機関（※1）の変更・追加の申請をしなくても、医療費助成（※2）の対象となります。

- （※1）医療機関が児童福祉法に基づく指定医療機関の指定を受けているかどうかは、各都道府県、指定都市、中核市等のホームページ等においてご確認ください。
- （※2）指定医療機関であっても、受給者証に記載された病名に関係がない治療等は、医療費助成の対象となりません。



### ◎現在お持ちの受給者証について

現在お持ちの受給者証には、薬局を除き、個別の指定医療機関の名称が記載されていますが、令和4年12月1日以降は、受診する医療機関が**指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を受けていれば**、受給者証に記載のない医療機関であっても**有効期間内は利用可能**です。次回更新時までそのままお使いください。

なお、有効期間の途中で、医療保険等を変更したことにより改めて受給者証が交付された場合は、上記のとおり新しい指定医療機関の記載となります。

小児慢性特定疾病医療費助成の申請手続等は、お住まいの地域の京都府保健所までお問い合わせください。

# 京 都 府